

## 【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2026年5月27日提出
【発行者名】	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小林 隆宏
【本店の所在の場所】	東京都港区芝公園一丁目1番1号
【事務連絡者氏名】	北添 道生
【電話番号】	03-6453-3610
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	中小型株式オープン
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	10兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2026年3月31日に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）について、2026年6月19日付の約款変更が決定したことに伴い、当ファンドの投資対象にわが国の未上場株式等（普通株式に転換可能な優先株式、その他の種類株式等も含まれます。）に投資する「日本株式クロスオーバーマザーファンド」を追加する変更、投資制限及び購入・換金申込受付の中止・取消しに係る記載、並びに投資リスクに未上場株式等への投資に関するリスクを追加する変更を行うため、併せて一般社団法人投資信託協会の合併に伴う所要の変更を行うため、本訂正届出書を提出するものです。

## 2【訂正の内容】

<訂正前> 及び <訂正後> に記載している下線部 \_\_\_\_\_ は訂正部分を示し、<更新・訂正後> に記載している内容は、当該内容にて原届出書が更新されます。

## 第一部【証券情報】

## ( 1 2 ) その他

## &lt; 訂正前 &gt;

( 前略 )

## &lt; 受益権の取得申込みの受付の中止等 &gt;

収益分配金の再投資をする場合を除き、取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場ならびに金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場および当該市場を開設するものをいいます。）における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

## &lt; 訂正後 &gt;

( 前略 )

## &lt; 受益権の取得申込みの受付の中止等 &gt;

収益分配金の再投資をする場合を除き、取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場ならびに金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場および当該市場を開設するものをいいます。）における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

2026年6月19日より上記は次の通りとなります。

収益分配金の再投資をする場合を除き、取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場ならびに金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場および当該市場を開設するものをいいます。）における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。また、未上場株式等（未上場株式または未登録株式のうち、金融商品取引法または会社法もしくはこれらに準じて開示が行われているもの、あるいは一般社団法人資産運用業協会規則に定める要件を満たすものをいい、普通株式に転換可能な優先株式、その他の種類株式等も含みます。以下同じ。）への実質投資割合が投資信託約款の運用の基本方針で定める比率に対して高まったと委託会社が判断した場合、委託会社が未上場株式等の価値に影響する事象を認識し、基準価額への影響が大きいと判断した場合等には、委託会社は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1 ファンドの性格

##### (1) ファンドの目的及び基本的性格

###### < ファンドの目的 >

###### < 訂正前 >

当ファンドは、わが国の中小型株式に投資することにより、投資信託財産の中長期的な成長を目指して積極的な運用を行います。

###### < 訂正後 >

当ファンドは、わが国の中小型株式に投資することにより、投資信託財産の中長期的な成長を目指して積極的な運用を行います。

2026年6月19日より上記は次の通りとなります。

当ファンドは、投資信託財産の中長期的な成長を目指して積極的な運用を行います。

###### < 基本的性格 >

###### < 訂正前 >

一般社団法人投資信託協会<sup>(注)</sup>が定める分類方法における、当ファンドの商品分類及び属性区分は下記の通りです。

(注) 2026年4月1日付で「一般社団法人資産運用業協会」となる予定です(以下同じ。)  
(中略)

なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>)<sup>(注)</sup>でもご覧いただけます。

(注) 2026年4月1日付でホームページアドレスは (<https://www.imaj.or.jp/>) に変更となる予定です。

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。

(後略)

###### < 訂正後 >

一般社団法人資産運用業協会が定める分類方法における、当ファンドの商品分類及び属性区分は下記の通りです。

(中略)

なお、一般社団法人資産運用業協会のホームページ (<https://www.imaj.or.jp/>) でもご覧いただけます。

一般社団法人資産運用業協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。

(後略)

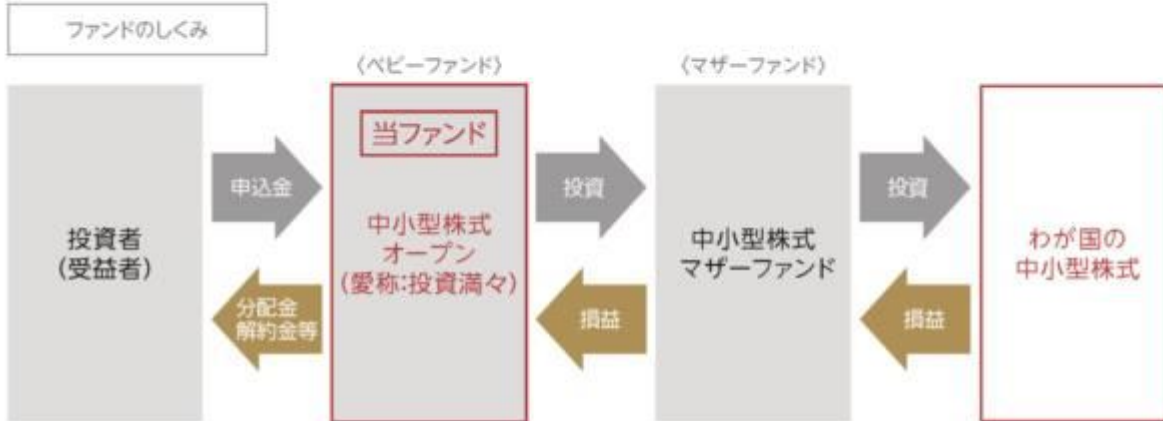
< ファンドの特色 > を以下の内容に更新・訂正します。

&lt;更新・訂正後&gt;

## 1. わが国の中小型株式に投資し、ファミリーファンド方式で運用を行います。

●今後の成長が期待できる企業が数多く存在するわが国の中小型株式\*を中心に投資することにより、高い投資成果の獲得を目指します。

※中小型株式の分類は時価総額等を勘案して行います。相対的に時価総額の大きな銘柄に投資することもあります。



### ? ファミリーファンド方式とは

投資者の皆様からお預かりした資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、その実質的な運用はマザーファンドで行う仕組みです。

### <マザーファンドの概要>

マザーファンド	主な投資対象・投資地域	運用の基本方針
中小型株式 マザーファンド	わが国の中小型株式	この投資信託は、わが国の中小型株式を主要な投資対象とし、投資信託財産の中長期的な成長を目指して積極的な運用を行います。

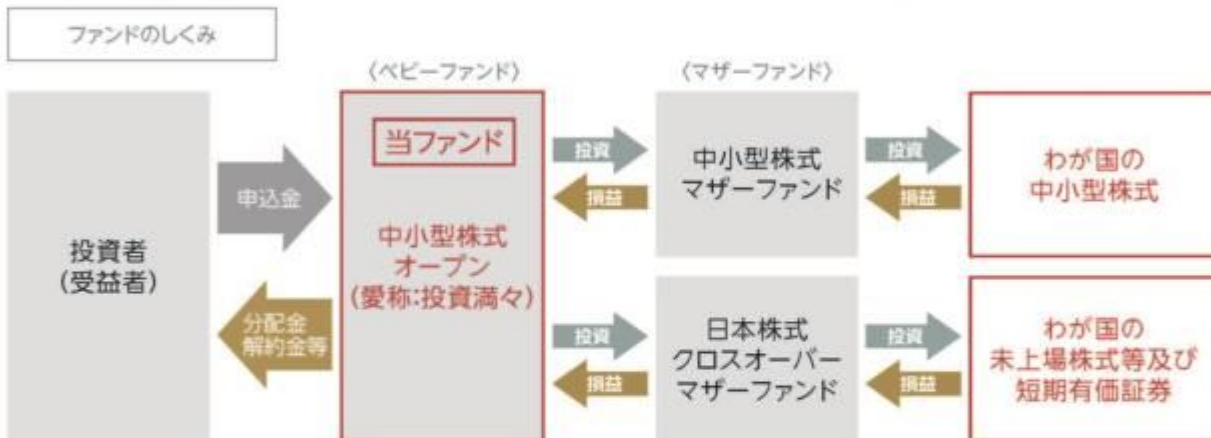
「ファンドの特色①」は、2026年6月19日より次の通りとなります。

## 1. わが国の取引所に上場する中小型株式<sup>\*1</sup>に投資するとともに、未上場株式等<sup>\*2</sup>にも投資し、ファミリーファンド方式で運用を行います。

●今後の成長が期待される企業が数多く存在するわが国の取引所に上場する中小型株式に投資するとともに、未上場株式等にも投資することにより、高い投資成果の獲得を目指します。

※1:中小型株式の分類は時価総額等を勘案して行います。相対的に時価総額の大きな銘柄に投資することもあります。

※2:ファンドにおいて「未上場株式等」とは、未上場株式又は未登録株式のうち、金融商品取引法又は会社法もしくはこれらに準じて開示が行われているもの、あるいは一般社団法人資産運用業協会規則に定める要件を満たすものをいい、普通株式に転換可能な優先株式、その他の種類株式等も含まれます。以下同じ。



※未上場株式等への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の15%以下とします。

### ? ファミリーファンド方式とは

投資者の皆様からお預かりした資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、その実質的な運用はマザーファンドで行う仕組みです。

### 〈マザーファンドの概要〉

マザーファンド	主な投資対象・投資地域	運用の基本方針
中小型株式マザーファンド	わが国の中小型株式	この投資信託は、わが国の中小型株式を主要な投資対象とし、投資信託財産の中長期的な成長を目指して積極的な運用を行います。
日本株式クロスオーバーマザーファンド	わが国の未上場株式等及び短期有価証券	この投資信託は、わが国の未上場株式等及び短期有価証券を主要投資対象とし、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

## 2. 中長期的な視点で売上・利益の飛躍的な成長が期待できる企業を見極め、選別投資することで積極的な運用を行います。

- 企業評価の際には企業のビジネスモデル(利益を生み出す仕組み)を見極めたくうえで、その成長性、持続性などを判断します。
- 相場下落の可能性が高いと判断した場合には、キャッシュ比率の引上げ及び有価証券先物取引等により、実質的な株式への投資比率を引下げよう努めます。

### マザーファンドの投資プロセス

#### わが国の中小型株式

わが国の全上場銘柄のうち、時価総額等を勘案して対象となる銘柄の抽出を行います。

#### 投資対象銘柄群の選定

市場動向、業界動向、技術動向など成長ポテンシャルの観点から投資対象候補の絞り込みを行います。

#### 銘柄選択

業績見通しや株価評価を踏まえて銘柄を選択します。必要に応じてマネジメントに対する評価も加味します。

#### ポートフォリオ構築

※上記プロセスは、今後変更となる場合があります。

### 日本の主な成長セクターイメージ

#### 情報通信・技術革新関連

- ソフト・ハードウェア関連
- AI(人工知能)、IoT(モノのインターネット)
- 環境対応車、自動運転
- デジタルコンテンツ(漫画、アニメ、ゲーム等)
- SNS、コミュニティ等

#### 医療・バイオテクノロジー

- ヘルスケア機器
- 新薬開発・製造等

#### サービス

- 人材紹介サービス
- 介護サービス
- 観光ビジネス
- インフラ事業等

※上記はイメージであり、必ずしもこれらのセクターの銘柄に投資することを保証するものではありません。

### ビジネスモデルを見極める際の主な着眼点

- 高い市場シェア
- 他社と差別化できるような独自の技術や高いブランド力
- 自ら新しい市場を開拓していく力
- 社会的ニーズの高い製品やサービスを提供することで市場拡大の恩恵を受ける企業

### 分配方針

- 原則として、毎年6月29日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益の分配を行います。
  - 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益等の全額とします。
  - 分配金額については、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ※将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

### 主な投資制限

- 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への投資は行いません。

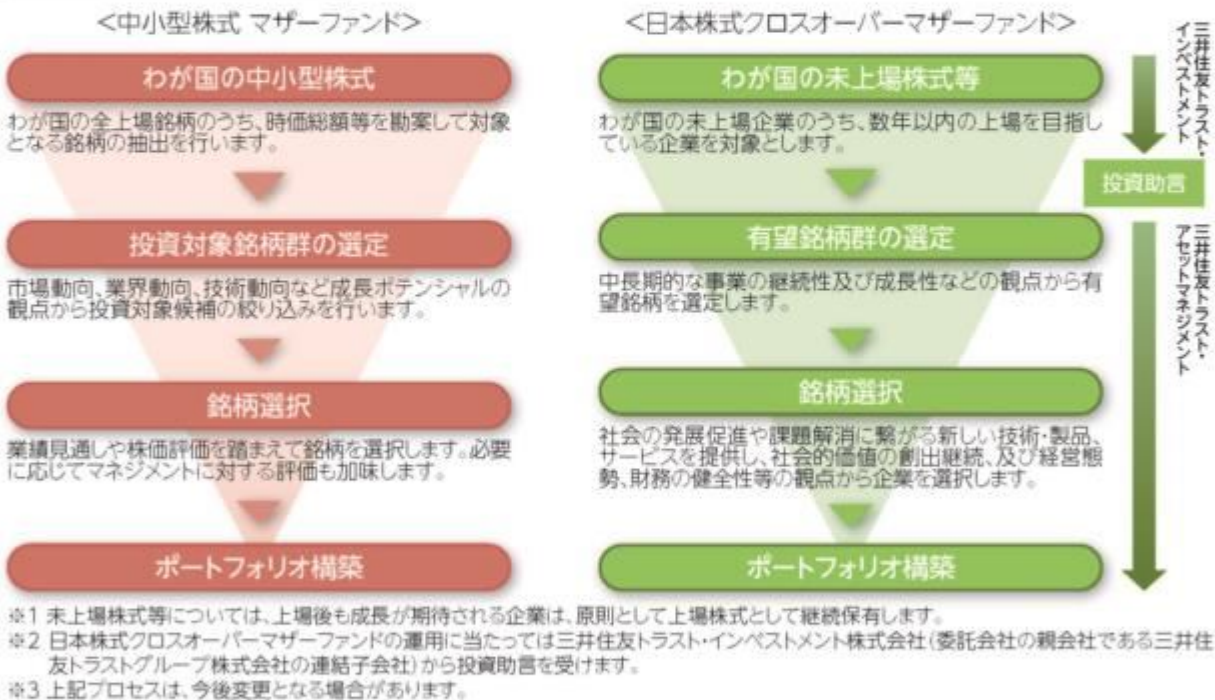
資金動向、市況動向、信託財産の規模等によっては、前記の運用ができない場合があります。

「ファンドの特色②」から「主な投資制限」までは、2026年6月19日より次の通りとなります。

## 2. 中長期的な視点で売上・利益の飛躍的な成長が期待される企業を見極め、選別投資することで積極的な運用を行います。

- 企業評価の際には企業のビジネスモデル(利益を生み出す仕組み)を見極めたうえで、その成長性、持続性などを判断します。
- 市場動向、業界動向、技術動向など成長ポテンシャルの観点から投資対象候補の絞り込みを行い、マネジメントに対する評価なども踏まえた上で組入銘柄を決定します。
- 相場下落の可能性が高いと判断した場合には、キャッシュ比率の引上げ及び有価証券先物取引等により、実質的な株式への投資比率を引下げよう努めます。

### マザーファンドの投資プロセス



### 分配方針

- 原則として、毎年6月29日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益の分配を行います。
  - 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益等の全額とします。
  - 分配金額については、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ※ 将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

### 主な投資制限

- 株式への実質投資割合には制限を設けません。なお未上場株式等への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の15%以下とします。
- 外貨建資産への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。  
なお外貨建資産の実質保有は、投資している未上場株式等が、海外市場で新規上場した場合、あるいは海外企業による合併・買収が行われた場合で、外貨建株式に転換された場合に限りです。
- 為替予約取引の利用は、ヘッジ目的に限定します。

## (2) ファンドの沿革

< 訂正前 >

( 前略 )

2012年4月1日 本ファンドの名称を「住信 中小型株式オープン」から「中小型株式オープン」に変更  
 本ファンドの主要投資対象である「住信 中小型株式 マザーファンド」の名称を「中小型株式 マザーファンド」に変更

<訂正後>

（前略）

2012年4月1日 本ファンドの名称を「住信 中小型株式オープン」から「中小型株式オープン」に変更  
 本ファンドの主要投資対象である「住信 中小型株式 マザーファンド」の名称を「中小型株式 マザーファンド」に変更

2026年6月19日 本ファンドの主要投資対象にわが国の未上場株式等に投資する「日本株式クロスオーバーマザーファンド」を追加

## 2 投資方針

### （１）投資方針

<訂正前>

#### （イ）基本方針

本ファンドは、主として、「中小型株式 マザーファンド」（以下「マザーファンド」ということがあります。）の受益証券（以下「マザーファンド受益証券」ということがあります。）への投資を通じて、わが国の中小型株式に投資することにより、投資信託財産の中長期的な成長を目指して積極的な運用を行います。

#### （ロ）運用方法

（中略）

投資態度

（中略）

5)投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引を行うことができるものとします。

<訂正後>

#### （イ）基本方針

本ファンドは、主として、「中小型株式 マザーファンド」（以下「マザーファンド」ということがあります。）の受益証券（以下「マザーファンド受益証券」ということがあります。）への投資を通じて、わが国の中小型株式に投資することにより、投資信託財産の中長期的な成長を目指して積極的な運用を行います。

2026年6月19日より上記は次の通りとなります。

本ファンドは、主として、「中小型株式 マザーファンド」および「日本株式クロスオーバーマザーファンド」（以下総称して「マザーファンド」ということがあります。）の受益証券（以下総

称して「マザーファンド受益証券」ということがあります。）への投資を通じて、わが国の取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場ならびに金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）に上場する中小型株式および未上場株式等（未上場株式または未登録株式のうち、金融商品取引法または会社法もしくはこれらに準じて開示が行われているもの、あるいは一般社団法人資産運用業協会規則に定める要件を満たすものをいい、普通株式に転換可能な優先株式、その他の種類株式等も含まれます。以下同じ。）に投資することにより、投資信託財産の中長期的な成長を目指して積極的な運用を行います。

## （ロ）運用方法

（中略）

投資態度

（中略）

5)投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引を行うことができるものとします。

2026年6月19日より上記は次の通りとなります。

1)主として、マザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の取引所上場株式（これに準ずるものを含みます）のうち、中小型株式に投資するとともに未上場株式等にも投資します。具体的には、以下の方針に基づいて銘柄選択を行います。

市場動向、業界動向、技術動向など成長ポテンシャルの観点から投資対象候補の絞り込みを行い、マネジメントに対する評価なども踏まえた上で組入銘柄を決定します。

2)株式への実質投資割合は、原則として高位（80%以上）を保ちます。ただし、相場下落の可能性が高いと判断した場合には、キャッシュ比率の引上げおよび以下に記載する有価証券先物取引等により、実質的な株式への投資比率を引下げるよう努めます。

3)株式以外の資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の投資信託財産に属する株式以外の資産のうち、本ファンドの投資信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資は、原則として投資信託財産総額の50%以下とします。

4)投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引（以下「有価証券先物取引等」ということがあります。）を行うことができるものとします。

5)ただし、資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## （2）投資対象

<訂正前>

（イ）委託会社は、信託金を、主としてマザーファンドの受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くとともに、本邦通貨表示のものに限り、）に投資することを指図します。また、保有する有価証券（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則に規定するものに限り、）をもってマザーファンド受益証券へ投資することを指図できます。

（中略）

(参考)マザーファンドの概要

「中小型株式 マザーファンド」の概要

（中略）

### 3. 運用制限

（中略）

一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みません。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

<訂正後>

- (イ) 委託会社は、信託金を、主としてマザーファンドの受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くとともに、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。また、保有する有価証券（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則に規定するものに限ります。）をもってマザーファンド受益証券へ投資することを指図できます。

2026年6月19日より上記は次の通りとなります。

- (イ) 委託会社は、信託金を、主としてマザーファンドの受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。また、保有する有価証券（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則に規定するものに限ります。）をもってマザーファンド受益証券へ投資することを指図できます。

（中略）

(参考)マザーファンドの概要

「中小型株式 マザーファンド」の概要

（中略）

### 3. 運用制限

（中略）

一般社団法人資産運用業協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みません。）について、一般社団法人資産運用業協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

2026年6月19日より「日本株式クロスオーバーマザーファンド」の概要を追加します。

「日本株式クロスオーバーマザーファンド」の概要

#### 1. 基本方針

この投資信託は、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

## 2. 運用方法

### (1)投資対象

わが国の未上場株式等及び短期有価証券を主要投資対象とします。

### (2)投資態度

主としてわが国の未上場株式等及び短期有価証券に投資します。

未上場株式等への投資にあたっては、投資開始後数年以内に上場が期待されると考えられる企業のうち、ビジネスモデルや将来の収益性、成長性に着目するとともに、経営態勢、財務の健全性等についても評価をし、投資銘柄を決定します。

上場後も成長が期待される企業については、原則上場株式として保有を継続します（クロスオーバー投資）。

株式への投資割合は、原則として高位（80%以上）を維持します。

株式以外の資産への投資割合は、原則として投資信託財産総額の50%以下とします。

投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、デリバティブ取引等を活用することがあります。このため、有価証券の組入総額とデリバティブ取引等の買建玉の時価総額の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えることがあります。

資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

### (3)運用制限

株式への投資割合には制限を設けません。

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。なお外貨建資産の保有は、投資している未上場株式等が、海外市場で新規上場した場合、あるいは海外企業による合併・買収が行われた場合で、外貨建株式に転換された場合に限りです。

為替予約取引は、ヘッジ目的に限定します。

デリバティブ取引は、ヘッジ目的に限定します。

## (5) 投資制限

### <訂正前>

#### <約款に定める投資制限>

株式への実質投資割合には制限を設けません。（投資信託約款の「運用の基本方針」）

（中略）

外貨建資産への投資は、行いません。（投資信託約款の「運用の基本方針」）

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、わが国の取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。前文の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。（投資信託約款第21条）

（中略）

委託会社は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価

証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）を行うことを指図することができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします。（投資信託約款第25条）

委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、投資信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。当該資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とし、当該借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。また、借入金の利息は、投資信託財産中より支弁します。（投資信託約款第32条）

（中略）

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。（投資信託約款の「運用の基本方針」）

デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。（投資信託約款の「運用の基本方針」）

前記 から における「実質投資割合」とは、本ファンドの投資信託財産の純資産総額に対する、本ファンドの投資信託財産に属する前記 から に掲げる当該各資産の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該各資産の時価総額のうち本ファンドの投資信託財産に属するとみなした額の合計額の割合をいいます。また、「本ファンドの投資信託財産に属するとみなした額」とは、本ファンドの投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該各資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

<訂正後>

<約款に定める投資制限>

株式への実質投資割合には制限を設けません。（投資信託約款の「運用の基本方針」）

2026年6月19日より上記 は次の通りとなります。

株式への実質投資割合には制限を設けません。なお未上場株式等への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の15%以下とします。（投資信託約款の「運用の基本方針」）

（中略）

外貨建資産への投資は、行いません。（投資信託約款の「運用の基本方針」）

2026年6月19日より上記 は次の通りとなり、 の次に下記 の項が新たに追加されます。

外貨建資産への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。なお外貨建資産の実質保有は、投資している未上場株式等が、海外市場で新規上場した場合、あるいは海外企業による合併・買収が行われた場合で、外貨建株式に転換された場合に限りです。（投資信託約款の「運用の基本方針」）

為替予約取引の利用は、ヘッジ目的に限定します。（投資信託約款の「運用の基本方針」）

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、わが国の取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。前文の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。（投資信託約款第21条）

（中略）

委託会社は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）を行うことを指図することができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします。（投資信託約款第25条）

2026年6月19日より上記 は項番が となった上で次の通りとなります。また上記 及び の項番が 及び にそれぞれ繰り下がります。

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、わが国の取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。前文の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。上記の規定にかかわらず、次に掲げる発行会社の発行する株式については委託会社が投資することを指図することができるものとします。（投資信託約款第21条）

1. 金融商品取引法第24条の規定に基づき有価証券報告書（金融商品取引法第5条に規定する有価証券届出書を含み、監査意見が無限定適正意見である旨の監査報告書が添付されているものに限ります。）を提出している会社の発行するもの
2. 公認会計士または監査法人により会社法に基づく監査が行われ、かつ、その監査意見が無限定適正意見である旨の監査報告書が添付されている計算書類等を委託会社において入手できる会社の発行するもの
3. 公認会計士または監査法人により金融商品取引法または会社法に準ずる監査が行われ、かつ、その監査意見が無限定適正意見である旨の監査報告書が添付されている財務諸表等を委託会社において入手できる発行会社であって、今後も継続的に開示が見込める会社の発行するもの
4. 一般社団法人資産運用業協会規則に定める要件を満たす会社の発行するもの
5. 外国株式であって前4号に準ずるもの

2026年6月19日より上記 の次に下記 の項が新たに追加されます。また下記 、及び の項番が 、及び にそれぞれ繰り下がります。

委託会社は、投資信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの投資信託財産に係る外貨建資産のうち投資信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。（投資信託約款第25条の3）

委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、投資信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。当該資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とし、当該借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。また、借入金の利息は、投資信託財産中より支弁します。（投資信託約款第32条）

（中略）

一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。（投資信託約款の「運用の基本方針」）

デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人資産運用業協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。（投資信託約款の「運用の基本方針」）

前記 から における「実質投資割合」とは、本ファンドの投資信託財産の純資産総額に対する、本ファンドの投資信託財産に属する前記 から に掲げる当該各資産の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該各資産の時価総額のうち本ファンドの投資信託財産に属するとみなした額の合計額の割合をいいます。また、「本ファンドの投資信託財産に属するとみなした額」とは、本ファンドの投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該各資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

2026年6月19日より上記は次の通りとなります。

前記 から における「実質投資割合」とは、本ファンドの投資信託財産の純資産総額に対する、本ファンドの投資信託財産に属する前記 から に掲げる当該各資産の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該各資産の時価総額のうち本ファンドの投資信託財産に属するとみなした額の合計額の割合をいいます。また、「本ファンドの投資信託財産に属するとみなした額」とは、本ファンドの投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該各資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。前記 における「投資信託財産に属するとみなした額」も同様です。

### 3 投資リスク

#### (1) ファンドのリスク

< 訂正前 >

（前略）

##### 流動性リスク

時価総額が小さい、取引量が少ない等流動性が低い市場、あるいは取引規制等の理由から流動性が低下している市場で有価証券等を売買する場合、市場の実勢と大きく乖離した水準で取引されることがあり、その結果、基準価額の下落要因となる可能性があります。

当ファンドのリスクは、上記に限定されるものではありません。

<その他の留意点>

（中略）

ファンドは、大量の換金申込が発生し短期間で換金代金を手当てする必要がある場合や組入資産の主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止、取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

<訂正後>

（前略）

流動性リスク

時価総額が小さい、取引量が少ない等流動性が低い市場、あるいは取引規制等の理由から流動性が低下している市場で有価証券等を売買する場合、市場の実勢と大きく乖離した水準で取引されることがあり、その結果、基準価額の下落要因となる可能性があります。

2026年6月19日より「流動性リスク」の次に以下の内容を追加します。

未上場株式等への投資に関する主なリスク

未上場株式等は、一般的に上場株式と比較して流動性が著しく乏しいため、速やかに売却できないことや、ファンドの基準価額に採用される評価額ではなく不利な価格で売却せざるを得ない可能性があります。

未上場企業等は、上場企業に比べ、一般的に財務の不安定性、経営資源の制約等の不確実性が高く、計画通りに事業が進捗せず、事業売却、倒産等に至り、投資資金が回収できない場合があります。これらの未上場企業等への投資に特有のリスクが顕在化することにより、ファンドの基準価額は大きな影響を受ける場合があります。

未上場株式等は、その時点で入手できる情報に基づき評価されるため、各企業の個別要因等によって評価額が大きく変動することがありますが、日々のファンドの基準価額に反映させることは困難です。

為替変動リスク

投資している未上場株式等が、海外市場で新規上場した場合、あるいは海外企業による合併・買収が行われた場合は、外貨建株式に転換されることがあり、当該通貨に対して円高となった場合には、基準価額の下落要因となります。

当ファンドのリスクは、上記に限定されるものではありません。

<その他の留意点>

（中略）

ファンドは、大量の換金申込が発生し短期間で換金代金を手当てする必要がある場合や組入資産の主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止、取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

2026年6月19日より以下の内容を追加します。

未上場株式等への実質投資割合が約款の運用の基本方針で定める比率に対して高まったと委託会社が判断した場合、委託会社が未上場株式等の価値に影響する事象を認識し、基準価額への影響が大きいと判断した場合等には、購入・換金のお申込みの受付を中止すること及び既に受け付けた購入・換金のお申込みの取消しを行うことがあります。

## 第2【管理及び運営】

### 1 申込（販売）手続等

< 訂正前 >

（前略）

< 申込受付の中止等 >

収益分配金の再投資をする場合を除き、取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

（後略）

< 訂正後 >

（前略）

< 申込受付の中止等 >

収益分配金の再投資をする場合を除き、取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

2026年6月19日より上記は次の通りとなります。

収益分配金の再投資をする場合を除き、取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。また、未上場株式等への実質投資割合が投資信託約款の運用の基本方針で定める比率に対して高まったと委託会社が判断した場合、委託会社が未上場株式等の価値に影響する事象を認識し、基準価額への影響が大きいと判断した場合等には、委託会社は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

（後略）

### 2 換金（解約）手続等

< 訂正前 >

（前略）

< 一部解約受付の中止等 >

委託会社は、取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

（後略）

< 訂正後 >

（前略）

<一部解約受付の中止等>

委託会社は、取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

2026年6月19日より上記は次の通りとなります。

委託会社は、取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。また、未上場株式等への実質投資割合が投資信託約款の運用の基本方針で定める比率に対して高まったと委託会社が判断した場合、委託会社が未上場株式等の価値に影響する事象を認識し、基準価額への影響が大きいと判断した場合等には、委託会社は、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

（後略）

### 3 資産管理等の概要

#### （1）資産の評価

<訂正前>

<基準価額の算出方法>

基準価額とは、投資信託財産に属する資産を法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

（中略）

<主要な投資対象資産の評価方法>

（中略）

マザーファンドの主要な投資対象であるわが国の取引所に上場されている株式の評価方法原則として、本ファンドの基準価額計算日の当該取引所における最終相場で評価します。

（後略）

<訂正後>

<基準価額の算出方法>

基準価額とは、投資信託財産に属する資産を法令及び一般社団法人資産運用業協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

（中略）

<主要な投資対象資産の評価方法>

（中略）

マザーファンドの主要な投資対象であるわが国の取引所に上場されている株式の評価方法原則として、本ファンドの基準価額計算日の当該取引所における最終相場で評価します。

2026年6月19日より上記は次の通りとなり、の次に下記 の項を新たに追加します。

マザーファンドの主要な投資対象の評価方法

・上場株式

原則として、本ファンドの基準価額計算日の当該取引所における最終相場で評価します。

・未上場株式

公正価値測定を用いて時価で評価します。

外貨建資産等の円換算

外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、為替予約の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

（後略）

## 第三部【委託会社等の情報】

## 第2【その他の関係法人の概況】

## 1 名称、資本金の額及び事業の内容

&lt; 訂正前 &gt;

(前略)

## (2) 販売会社

名称	資本金の額（百万円） （2025年3月末日現在）	事業の内容
(中略)		
野村證券株式会社	10,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

&lt; 訂正後 &gt;

(前略)

## (2) 販売会社

名称	資本金の額（百万円） （2025年3月末日現在）	事業の内容
(中略)		
野村證券株式会社	10,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
あかつき証券株式会社	3,067	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。